

新婚さんの新生活を応援します

～八幡浜市では、新婚世帯の新居の取得等・賃貸・引越・家電費用の補助を行っています～

補助対象経費

＜住宅取得、リフォーム、賃貸、省エネ時短家電の購入に要する費用＞

住宅の購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金、共益費
仲介手数料、省エネ・時短家電の購入費

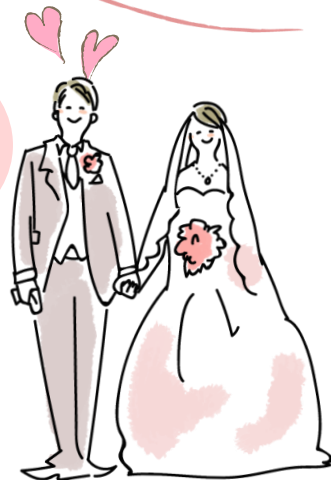
＜引越しに要する費用＞

引越業者又は運送業者への支払いに係る実費

【申請期間】

令和7年4月1日

～令和8年2月27日



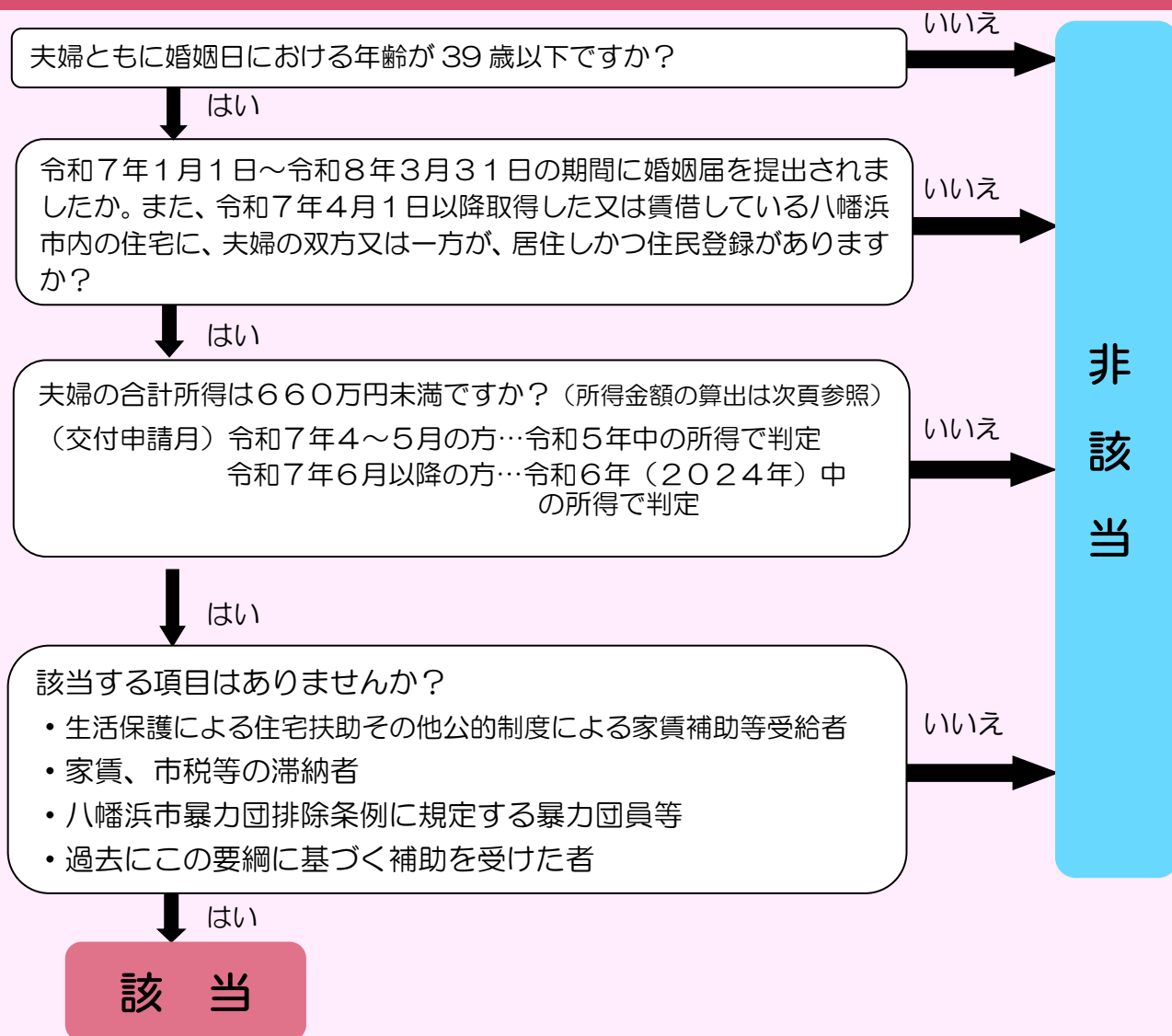
補助金額

1世帯当たり

29歳以下の夫婦：上限80万もしくは40万
(家電購入費20万含む)(所得金額により上限)
39歳以下の夫婦：上限40万もしくは20万
(家電購入費10万含む)(所得金額により上限)

前年度受給世帯については上限額と受給額との差額

結婚新生活支援事業補助金チェックシート



【問い合わせ先】

八幡浜市役所 総務企画部 政策推進課 総合政策係
TEL 0894-22-3111
E-mail seisaku@city.yawatahama.ehime.jp



詳細はこちら

所得金額の見方

●給与所得のみで源泉徴収票をお持ちの方

勤務先から交付されている「給与所得の源泉徴収票」中、「給与所得控除後の金額」(A欄)が所得金額となります。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を 受 け る 者	住所又は居所		氏 名	(受給者番号)																					
				(フリガナ)																					
				(役職名)																					
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額																	
		内 千 円		千 円		千 円		千 円																	
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			障害者の数 (本人を除く。)		社会保険料 等 の 金 額	生命保険料 の 控 除 額	地震保険料 の 控 除 額	住宅借入金等 特別控除の額														
有	無		特 定	老 人	その他	特 別	その他																		
有	無	従有	従無		人	従人	内	人	従人	人	内	人	従人	人	内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円

●確定申告をされている方

「確定申告書」中、「所得金額」の合計（**㊤欄**）が所得金額となります。

(分離課税所得がある場合は申告書様式が異なりますので、ご相談ください。)

[illegible]

貸与型奨学金の返済を行っている場合の夫婦の所得金額

貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額（所得証明書の期間と同一期間内に返済したものに限り）を控除した金額が夫婦の所得金額となります。

(参考)

提出書類チェックシート

共通書類	(様式第1号) 八幡浜市結婚新生活支援事業補助金交付申請書		☐
	別紙		☐
	夫婦の所得証明書 申請月(令和7年4~5月)…令和5年分、6月以降…令和6年分		☐
	夫婦の住民票の写し(本籍・続柄記載あり)		☐
	夫婦の記載のある戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) 又は婚姻証明書等の婚姻の日が確認できる書類		☐
	交付申請書の同意書に署名捺印がある場合は省略可	夫婦の市税等納税証明書(市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)	☐
	奨学金の返済額が分かる書類の写し(所得条件に影響のある夫婦のみ) ※年間返済額を控除した金額が夫婦の所得金額になります。		☐
	アンケート2種類(補助金交付決定者に後日提出を依頼)		☐
住宅取得、リフォーム	工事請負、売買に係る契約書の写し		☐
	新規の住宅取得に係る領収書又はその写し		☐
	建物の登記事項証明書の写し又は建築基準法に基づく検査済証の写し(住宅取得の場合のみ)		☐
	位置図、建物配置図及び建物平面図		☐
	工事内訳書の写し		☐
	住宅の全景写真		☐
住宅賃貸	賃貸借に係る契約書の写し		☐
	賃貸に係る領収書又はその写し		☐
	(様式第6号) 住宅手当支給証明書又は給与明細書		☐
引越	引越しに係る領収書又はその写し		☐
家電	時短・省エネ家電購入に係る領収書又はその写し		☐

(参考)

年齢・所得別の補助金上限額

夫婦の年齢	夫婦の合計所得	住宅取得・賃料等に要する経費	省エネ・時短家電購入費	計
29歳以下	500万円未満	60万円	20万円	80万円
	500万円以上 660万円未満	20万円	20万円	40万円
39歳以下	500万円未満	30万円	10万円	40万円
	500万円以上 660万円未満	10万円	10万円	20万円